

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第七回食品リサイクル小委員会議事録

時・平成18年7月27日

於・飯野ビル 8F第一会議室

農林水産省

目 次

	ページ
1. 開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しについて・・・・・・・・	2
1. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1. 閉 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

開 会

枝元食品産業企画課長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第7回食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会を開催させていただきます。

皆様には、お忙しい中スケジュールを調整していただきまして、また早朝より御出席いただき、感謝申し上げます。

本日は、石川雅紀委員、加藤一隆委員、藤田香委員、百瀬則子委員が御都合により欠席されております。

資料の確認をさせていただきたいと思います。「配付資料一覧」に載っていますが、まず「議事次第」、「委員名簿」がございます。その後、本日の議題でございます資料1「食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しについて(中間とりまとめ(案))」。参考資料1といたしまして「中間とりまとめ(案)に関する参考資料一覧」。参考資料2といたしまして、前回第6回の食品リサイクル小委員会の議事録を配付させていただいております。

また、本小委員会に対しまして3つの団体から要望書が提出されております。財団法人食品産業センター、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、食品リサイクル機器連絡

協議会、この3団体より要望書をいただいておりますので、お手元に配付させていただいております。何かございましたら事務局まで申しつけていただければというふうに思います。よろしゅうございましょうか。

では、牛久保座長よろしく願いいたします。

議 事

食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しについて

牛久保座長 おはようございます。どうも朝早くから御苦労さまでございます。それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

4月に開催しました前回の第6回小委員会では、事務局が整理されました論点事項について、整理の仕方の是非や新たに追加すべき論点の有無について御意見をいただきました。本日の小委員会は、これまでの小委員会におけるさまざまな論点、食品関連事業者や廃棄物処理業者の方々からいただきました意見を具体的に盛り込んだ、お手元でございます「中間とりまとめ(案)」を事務局に整理をしていただきました。事項の可否や追加すべき事項などについて、きょうは御論議をいただきたいというふうに存じます。本日の議論は、基本方針の見直しの具体案につながるものでございますので、積極的な御意見、御提案をお願いいたします。

それでは、事務局から「中間とりまとめ(案)」の御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

西野食品環境対策室長 それでは、資料1、「食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しについて(中間とりまとめ(案))」について御説明させていただきます。時間もありませんので、概要をかいつまんで御説明させていただきます。

まず、めくっていただきますと目次がございまして、「はじめに」から2の「食品リサイクル制度の現状と課題」、3で「効果的かつ効率的な再生利用等の促進」、4で「おわりに」という形でまとめております。

それでは、1ページの1、「はじめに」から入りたいと思います。「はじめに」については、食品リサイクル法が成立し、現在検討している過程について説明させていただいております。まず、この法律ができる背景となったところですが、第1のparaのところですが、日常的に大量の廃棄物が発生する中で、最終処理場の残容量、こういったものが逼迫し大

変な状況になってきたという背景がございます。それから、ごみ焼却等でダイオキシンの対策が必要になり、やはり廃棄物を減らさなければいけないということで、これは環境省さんが策定されましたが、最終処分量を半減していくという目標が立てられております。そのデータにつきましては、参考資料の方につけております。

そういった状況を踏まえまして、平成 12 年に循環型社会を構築する必要があるということで循環型社会形成推進基本法が成立し、資源有効利用促進法の改正、建設リサイクル法の制定ということで各種リサイクル法が整備されております。

食品リサイクル法も、食品廃棄物の発生量が非常にふえている、かつ、その廃棄物というものの中には有効利用が可能な食品循環資源も大量にあるということで、廃棄物の発生抑制を図りつつ、これらの有効利用を図ろうということで食品リサイクル法が 12 年に成立し、13 年 5 月 1 日から施行されております。それ以降、5 年程度たちまして、法律の施行令にもおおむね 5 年ごとに基本方針等の見直しを行うとなっていることから、昨年 10 月から食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会に食品リサイクル小委員会を設置しまして、施行の状況について検討を行ってきたところでございます。

2 ページに入っていたきたいと思います。先ほど申しましたように、このまとめは、「現状と課題」、「効率的な再生利用等の促進」ということで見直しの方向、4 の「おわりに」という形で構築しております。

2 の「食品リサイクル制度の現状と課題」というところですが、(1) の「現状」は、循環型社会形成推進基本法の理念に基づいて廃棄物の発生抑制に努める、あるいは出てきた廃棄物については循環利用を進めて循環型社会を構築するというので、食品リサイクル法もその理念に基づいてやってきておるわけですが、リサイクル率で見ますと、平成 13 年度の 37% から平成 16 年度に 45% へと着実な向上を遂げており、一定の成果が認められるということが言えるかと思えます。

そういう中でリサイクルの用途としては、肥飼料等に利用しておるわけですが、十分にまだ利用できない面もあり、廃棄物処理の施設の確保もますます困難というようなことから、それなりの問題も持っておるという状況になっております。

それから、消費者、我々の食を取り巻く環境も大きく変わってきておりますし、かつ商業の形態も変わってきております。1 つは、フランチャイズ形態のお店が増える、あるいは大型複合商業施設、大型ビルテナント、こういったところへの出店が進む。一方、企業においても CSR (企業の社会的責任) から、こういったものを適正に処理をしていこう

という対応も進んできているというふうに考えております。

一方、BSEの発生がございまして、消費者の食品に対する安全性への関心が非常に強まったということもあります。さらに食育基本法が制定されて、食生活のあり方、こういったものを十分考えていこうということで、法律施行後にいろいろなことが起きております。

(2)で「課題」ですが、そういうような問題がある中で、3ページのところへ行きますが、アの「食品関連事業者ごとの取組の格差」ということで、この法律が施行されて私もいろいろチェックをしているのですが、平成15年度で見ても、53%の人がまだ取り組んでいない。あるいは平成16年度の8,500社の調査においても、55%の人がまだ取り組んでいないということで、いまだ十分な取り組みがなされていないという現状にあると思います。ただ、この中でも、食品廃棄物等の発生量が100トン以上の罰則の対象となる事業者の取組は6割程度に進んでおります。

イで「食品廃棄物の発生の抑制」ですが、先ほど申しましたように再生利用は着実に向上しておるわけですが、発生抑制はいまだ十分でないということが言えるかと思えます。供給熱量と摂取熱量の差を見ますと、平成13年度で731キロカロリーの廃棄されているものがある、平成15年度においても725キロカロリーということで、この間、特段の改善が現れていないという現状がございまして。

そういった中で、社会全体のコスト低減を図るためには、食品廃棄物の発生抑制をしなければいけないということは理解されていると考えております。農林水産省の調査を見ましても、参考資料にもございますが、発生抑制の取り組みが十分進んでいない、まだ毎年、徐々に廃棄物の発生量がふえているという状況にございます。

ウですが、「食品循環資源の再生利用」ということで、再生利用の状況を見ますと、食品流通の川下、いわゆる外食産業、食品小売業、こういったところは食品循環資源が少量ずつ分散して広域的に発生するというので、非常にリサイクルがしにくい状況にあります。リサイクルがしにくいために取り組みが低迷するという傾向が出ております。

(イ)のところですが、中小・零細規模の食品事業者においては、やはりリサイクルコストが非常に負担であると。そういったことから取り組みが低迷するという傾向が見られます。これはフランチャイズ形式のチェーン店舗でも、個々の店で見ますと同様な問題が出ております。

4ページに入っていただきます。(ウ)のところですが、効率的なリサイクルを実現する

ために、再生利用事業者の登録制度、再生利用事業計画の認定制度を設けまして、こういう登録あるいは認定を受けると一般廃棄物の荷卸しに関して廃棄物処理法上の特例が設けられています。登録再生利用事業者は本年6月末時点では93事業場が登録されておりまして、市町村を越えた広域的なリサイクルが進んでおります。

一方、認定制度については、その要件がかなり縛られているのですが、登録制度と同様の特例ということで、現在のところ、まだ認定実績はございません。

両制度の特例ですが、これがどうして増えないのかという批判があるのですが、廃棄物処理法における一般廃棄物処分業の許可を持っていないと登録再生利用事業者になれないということで、このところが一つの問題として出ております。

(エ)ですが、リサイクルを行う上での問題ですが、肥料・飼料・油脂製品 配合飼料に使用する油脂製品ということになります。こういったものはいずれフードチェーンに入ることから、食品の安全に関する面を十分チェックして、最終的にそれを利用しても問題ないということにしていく必要があると考えております。

(オ) 肥飼料等のリサイクル製品についても、同様にフードチェーンに入ってくるということで安全面、それから、肥料については家畜排せつ物由来の堆肥と競合するという問題もありますので、有機質肥料が供給過剰となるような地域では、やはり肥料ではなくて別のリサイクル用途をつくって、肥料にして図らずも不法投棄につながるということのないように配慮する必要があるというふうに考えております。

(カ) 廃棄物処理制度は、市町村において一般廃棄物について適正処理を行うということになっておるわけですが、こと食品リサイクルについては市町村の認識差がかなり大きいという問題がございます。5ページに入っておりますが、そういう中で、市町村の設定しております焼却処理料金、それとリサイクルのコスト、この乖離がやはり問題ということではないかと思っております。これもいろいろ御指摘いただいたところです。焼却処理料金については、参考資料の2-16-1というところに私どもの調べたものが載っております。

(3)ですが、このような状況を踏まえて、食品リサイクル法の施行によって一定の効果があるけれども、やはり課題も顕在化してきておるということで、基本方針の見直しだけでなく、課題の解決に向けた一層の制度検討が必要ではないかというふうにされております。

3の「効果的かつ効率的な再生利用等の促進」ですが、(1)「発生抑制の促進について」

ということで、先ほど申しましたように、循環型社会形成推進基本法においてもまず第1は発生抑制であるということで、まず発生抑制を最優先に位置づけて考える必要があるのではないかと考えております。

「このため」のところですが、発生抑制が進まない原因として、1つは業種特性があるのではないかと、あるいは食品関連事業者個々の意識の格差に起因するのではないかと、こういったことを明らかにして効果的な対応を検討すべきではないかというふうに指摘されております。

それから、食品小売業や外食産業などにおいては、事業者の努力も重要でございますが、消費者の理解、協力なしには有効な発生抑制が得にくい、そういった問題がございます。

それから、中小・零細規模の食品関連事業者においては、そもそも発生抑制の取組手法等に十分な見識を有していないので、そういったところに対する情報提供も必要ではないかとされております。

こういったことの具体的な対応策としまして、業種業態ごとの課題に対応した効果的な発生抑制の取組事例、フロントランナーの事例を参考事例として提供していく必要があるのではないかとされております。

6ページですが、(2)「リサイクルの促進について」ですが、現在、食品廃棄物の発生抑制に努めているわけですが、どうしても廃棄物が出てきますので、それをリサイクルしようということで、肥料化・飼料化・油脂及び油脂製品化、メタン化という4手法が法律及び政令で定められております。

アの飼料化についてですが、飼料化は、先ほども申しましたように、やはりフードチェーンに戻るということを重視して考えていく必要があります。さらに、飼料の自給率向上はとりもなおさず食料自給率の向上にもなりますので、そういったことも踏まえて、餌に向けられるものは優先的に飼料化へ向けるということを検討すべきではないかという指摘がされております。

イで肥料化についてでございますが、肥料化も同様にフードチェーンへ還流されますので、人への影響のないようにきちっと肥料化をする必要があります。それから地域特性、地域の有機資源等の状況とバランスをとって肥料化を選択していくべきではないかというふうにしております。

ウのメタン化についてですが、やはりエネルギーがカーボンニュートラルであるということから、食品廃棄物をエネルギー化して化石燃料の代替にするということも重視されて

おりますので、特に都市部のように肥料あるいは飼料にしても消費地から遠いというところについては、メタン化も重視して取り入れていく必要があるのではないかというふうに考えております。

エの方で、油脂及び油脂製品化についてですが、これは現在、飼料添加用油脂あるいは脂肪酸原料に大部分が流れておるわけですが、化石エネルギー代替という面からバイオディーゼル燃料化も十分進めていく必要があるというふうに指摘されております。

7ページの(3)でございますが「再生利用等の実施率目標について」、これは平成18年度まで20%に向上させるということで現在進めておるところですが、既に業平均では45%に達しておりますが、これをどういうふうに考えていくか。現行では業種横断的ですが、中を見ると17%から72%までという4業種によってかなり差が出ておりますので、業種ごとにやっていくか、こういったところを十分検討するというようになっております。

(4)「再生利用等の促進に係る環境の整備について」ですが、アのところで「食品関連事業者の取組意欲の維持・増進に係る措置」ということで、食品関連事業者の多くはこれに取り組んでいらっしゃるわけですが、せっかく取り組んでも、それを評価してくれないとなかなか努力が報われないという意見がありますので、インセンティブを働かせるように何らかのことを考えてほしいという指摘が総合食料分科会でも出ておりますし、本委員会でも出ております。そういったことで、この評価をするシステムをつくっていくということも大事なのかと考えております。

8ページのところに行っていただきたいと思います。イで「事業の実態に即した再生利用等の促進に係る措置」ということで(ア)、先ほど申しましたビルテナントあるいはショッピングセンター、こういったところでの食品廃棄物についてどういうふうに手当てしていくか。現在そういったところでは、大型の生ごみ処理機が導入されてコンポスト化などに取り組まれておるわけですが、これをどういうふうに評価して食品関連事業者として位置づけていくかということが一つの課題となっております。

(イ)ですが、現行制度においては、飲食店業その他食事の提供を行う事業者ということが政令で定められておるわけですが、現在、この飲食店業以外に学校あるいは社会福祉施設、こういったところについても食品リサイクルを進めるべきではないかという御指摘がございます。そういったところから出てくる食品廃棄物というものは、塩分が低いあるいは油分が低いということで、再生利用が非常に行いやすい。あるいは学校については、いわゆる教育的側面からも重要なのではないかというふうに言われております。これは環

境省の調査でも、環境に配慮することの一つに、教育の場において環境意識を高めるとい
うところが非常に高い消費者の関心事項になっておりますので、こういったことも踏まえ
て取り入れるべきではないかというふうに考えております。

ウで「円滑な食品循環資源の流通・活用に係る措置」ということで、(ア)のところですが、
現在、先ほど申しましたようにリサイクル手法が4手法に限定されておるわけですが、
この手法を、一定の需要が確実に見込まれるような技術がもしあれば、それを認定してい
く必要があるのではないかということです。

それから、9ページの方へ入りますが、地域的には確実に利用されるというもの、こう
いったものについては個々に認定してリサイクルを認めるべきではないかという御指摘が
ございます。そういう御指摘を踏まえて考えていくというふうに位置づけております。

(イ)ですが、事業を広域的に展開する食品関連事業者、一番端的に言えるのはコンビニ
などのフランチャイズ形式のところでないかと思えます。こういったところから出る食
品循環資源は、現在広域的に効率的に集積できる仕組みの一つとして荷卸しの特例がある
わけですが、これでは十分対応できないという御指摘がございます。そういう指摘を踏ま
えまして、荷積みに対しても特例の適用の拡大を図ることが必要なのではないかと
の意見がございます。もちろん廃棄物処理法上の食品廃棄物ですから、生活環境保全上の悪影響
等が確実に問題ないように担保した上で、そういった荷積みの特例が必要なのではないか
という指摘がございます。この場合は出口確保の対策までをきちんと担保しないと、やは
り不法投棄の問題等もございますので、そういったことを全体的に考えて、どのようにす
べきか検討すべきではないかというふうに度々指摘されております。

(ウ)ですが、実効性のある食品リサイクル制度の運用体系を構築するという面で、特
に小規模の食品事業者、町のそば屋さんとか寿司屋さん、こういったところのものはなか
なかりサイクルしにくいのではないかという御指摘もございまして、こういったところ
については、排出事業者、地方公共団体、廃棄物処理業者の方々が地域のまとまりの中
で協働して食品循環資源の処理を行う体制を構築していくべきではないか、あるいはそう
いった方々向けの施設整備も必要なのではないかという御指摘がございまして、こう
いったことを踏まえて検討を深めていく必要があるのではないかと考えております。

(5)ですが、「適正な再生利用等の取組の確保について」ですが、10ページの方に入
っていただきたいと思えます。アで「不適正な再生利用事業者の登録の排除」ということ
で、現行食品リサイクル法上では、食品リサイクル法で問題を起こしますと、そこで更新

時などには更新を認めないというようなことがあるのですが、やはり他法令、一番身近なのは廃棄物処理法かと思いますが、違反行為を起こした場合には、登録者は抹消するというような欠格要件の措置をきちっと措置すべきではないかという御指摘がございまして、位置づけております。

イで、「多量発生事業者等一定の要件に該当する者に対する取組の確保」ということで、食品廃棄物の発生抑制が進んでいないというようなことも踏まえまして、やはり多量発生事業者については一定の何かチェックをして、発生抑制を図るような仕組みを検討すべきではないかというふうに指摘されております。

(6)で「関連施策等との連携について」ですが、アにつきましては「リサイクル製品の安全性・品質の確保のための施策との連携」ということで、先ほど申しましたようにフードチェーンに戻ってくるものが結構あるわけですので、そういったリサイクル工程において、発生場所から最終的に使用するところまでにおいて、病原体とか有害物質が混入しないようにきちんと配慮する必要があるのではないかというふうにしております。これは特に餌関係では、数年前にもベルギーで鶏がたくさん死んだという事件がございました。食品廃棄物を餌化していた過程においてPCBが混入していたということが原因とされますが、そういう事故も起きておりますので、やはり安全性の確保は重視していく必要があるというふうに考えております。

12 ページのエのところです。「環境保全型農業推進施策等との連携」ということで、農林水産省でも低コストの農業生産ということで、現在、「経営所得安定対策等大綱」によっている措置をしております。そういった1つに「農地・水・環境保全向上対策」ということで、化学肥料や農薬といった化学合成物質を極力たい肥など有機性のものに変えていく。そういったことで土地がやせていくのを防止して、土地を豊かにしていくということについて一定の支援をしていくということも考慮しておりますので、こういった施策との連携も重視していく必要があると考えております。

オの「バイオマス・ニッポン総合戦略推進施策との連携」ですが、バイオマス・ニッポン総合戦略は18年3月に見直し作業を経て閣議決定されておりますが、ここではバイオマスエネルギーの利用重視ということが位置づけられておりますので、バイオマスエネルギー化も十分措置していきたいというふうに考えております。

ちょっと後先になりましたが、11ページの「食育推進施策との連携」のところを飛ばしましたので、説明させていただきます。食育基本法が平成17年に制定されまして施行され

ておるわけですが、ここにおいては、食に関する感謝の念と理解の醸成ということで学校教育とも関係しますが、学校教育だけでなく消費者ともども、食物が生まれるところから、それを利用して、それをさらに再生利用するといったことが非常に重要なのではないかというふうに位置づけております。そういった食育推進施策との連携も図っていきいたいと思っております。

ウのところ「飼料自給率向上施策との連携」ですが、これは「食料・農業・農村基本計画」においても、飼料自給率の向上によって食料自給率を上げるということで、平成17年6月に「全国食品残さ飼料化行動会議」というものが設置されまして、検討をしております。私どものこれも、それと連携して進めることにしておりますので、そういったことで、食品廃棄物は極力餌化を図って自給率の向上につなげていくというふうにしたいと考えております。

それで12ページへ行っていただいて、エとオについては先ほどの説明で終えさせていただきます。

4の「おわりに」ですが、我が国は食料の多くを輸入に依存しており、世界の人口増の中で食料需給環境は年々タイト化するというふうな予測もされております。そういった中で食料の大量廃棄をなくし、廃棄物が出てくればその有効利用を図り、食料輸入につなげることをしないようにすることが重要なのではないかと考えております。

それから、循環型社会を構築することによって地球環境全体をよくしていくという必要もあるのではないかとこのように位置づけております。

13ページのところですが、そういったことで、リサイクル製品を用いて生産される農畜産物などを積極的に利用することによって、全体として循環型社会を構築していく必要があるのではないかとこのように考えております。

最後になりますが、本「中間とりまとめ(案)」において、食品リサイクル小委員会は食品リサイクル制度の現状と課題、その見直しの方向性に関し、これまでの議論のとりまとめを行ったが、これらの事項については引き続き食品リサイクル小委員会において十分な議論を行い、課題の解決に向けた措置のあり方等も含め検討を深めていくこととする、ということで結ばせていただいております。

以上です。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から「中間とりまとめ(案)」について御説明をいただきました。それで

は、御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

お願いいたします。

青山委員 全体としては、意見を取り入れていただいたのと、前向きな提言になってきたということで、よかったと思っています。

やはり大きなポイントは、4ページの登録制度、認定制度というものがどう実効性を持ち得るようになるかということ。

それから、5ページの上にありますコスト負担の問題への対応もポイントとなる。収集・運搬費を除く処理施設での受け入れ料金としてはkg当たり15~20円という水準が適切と思っていますが、大都市でも5円/kg以下という都市もあって、そういう状況では、どうしても市町村焼却施設に再資源化可能な食品廃棄物が流れる。この辺は自治体の意識だと思いますが、こうした問題点を改善すべきということを文章の中でうまく表現していただければと思っています。

7ページ目のところで、目標値についても20%というような抽象的な、対象がわかりづらいままに止めているのではなく、今回の改正後の5年間で、かなり状況が変化することを先取りした形で、やはり業種別の目標値設定が必要だと思っています。このことについては、また、後ほどの検討でお願いできればと思っています。

あと、9ページの荷おろし、荷積みのところ。ここでは荷積みのところにある程度入り込むことが必要と思っています。この制度ができないと、せっかくつくった施設に食品廃棄物を持っていけないということがかなり出てきます。同じ県内でも、3分の1ぐらいの市町村は荷積みを容認しますが、3分の1ぐらいのところはだめ、あとは曖昧な扱いだとか、これは当該自治体の裁量でそうなっているのですけれども。

全部絡むのですけど、10ページのアとイですね、大量の食品廃棄物排出者に対して一定の要件を充たせば取り扱いを許可する、その上の不適正な行為については登録抹消する。この辺が全て対のものだと思います。廃棄物処理法は非常に厳しい運用がされていますので、再生利用についても同じように厳しい運用を前提にして、やはり一定要件を充たしているところに荷積みの許可が出来ないと食品廃棄物の本格的な資源化は動かないと思います。特定の例えばフランチャイズ店が自社系列の食品廃棄物を収集・資源化するといった形態が一番わかりやすいですね。その次が同じ業種、例えば外食産業が共同してやろうとすると、どちらかが処理業的な立場になってしまう。一般廃棄物処理事業者さんに見れば、こうした形での参入を許すと食品廃棄物処理の既存市場がなくなっていくというこ

とに対する危惧が当然あるわけですね。私はそれは時代の流れで、一定程度しょうがないと思うんですが。それでは、許容されるのはどこなのか。食品廃棄物資源化施設をつくって、合理的ですから自分のフランチャイズ店から集める。隣にも同じような店があって、それも集めてあげましょとなし崩しになるとの危惧は理解できます。どういう場合に荷積み認めるのかということも、環境省と詰めないといけないと思いますが、基本的には前向きにやっていただきたいと思っています。

それと、例えば家電リサイクル法では、我々が市役所に連絡すれば、多くは一般処理業者さんが持っていくということも含めて、ある程度うまく既存の商圈の保持が図られている。食品廃棄物の場合には難しく、それぞれ地域の既存の一般廃棄物処理業との関係の中でなかなか進まないというのが実情だと思いますが、これはどこかで必ずクラッシュするというか、幾らとどめおいても方向は決まっていると思います。従って、一般廃棄物処理業の方には、先ほどあったような自治体との連携で、組合などを設立し、独自の受け皿をつくっていくことが必要と思っています。

あと、食育との関係で、学校は、ぜひこういう方向でやっていただきたいと思いますが、1つ疑問があるのは、福祉施設とほかの公共施設はどう違うのかということです。例えば美術館も非常に大きい排出源ですけども、そういう公共施設と福祉施設は何で違うのか。学校は非常にわかりやすいですね。やはり食育という中でぜひこれは積極的に対応をしていただきたいと思うのですけれども、福祉施設というのが急に出てくることには疑問があります。他の公共施設にも食品廃棄物を出すところはかなりあります。そういうところの扱いもどうするのかということで、若干議論になると思います。

食品廃棄物を出す公共施設のうち、どこまでを含めるのかという議論のなかで、福祉施設への対応は考えるべきだと思います。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、石井（和）委員お願いします。

石井（和）委員 全体的には、方向性は私もよろしいのではないかというふうに思っております。

この中で、自治体に係ることが幾つか表記されておりますが、特に再生利用を促進するための事業者を拡大、8ページにも書いてございますが、学校ですとか社会福祉施設等々について、特に私も現職のころにいろいろ経験をしてまいりましたが、学校の場合ですと、

学校の広さだとかの関連がございまして、せいぜい校内でいわゆる菜園をつくる程度でなかなか広がりがなかったということがございます。そういった意味で、ここにも書いてございますように、一定の品質が確保されるという意味で一つの課題だなというふうに受けとめさせていただきたいなと思っております。

それから、業の許可の問題で、自治体に対するいろんな御要望やら料金についてお話がございましたが、特に焼却処理の料金等についても、最近では自治体も都市経営的な観点で、財政負担の軽減といいましょうか、そういった方向で適正負担ということを考えながら料金設定を従来と違った方向で検討しているかと思えます。ただ現実の問題として、値上げを考えたときに、どうしてもやはり議会あるいは関連中小事業者等から料金を引き上げることに対する、抑制といいましょうかブレーキといいましょうか、そういったことが当然出てくる、そういう反面もございます。ただ、リサイクルというのは、これは私の個人的な考え方もあるかと思えますが、できるだけ広域的に効率的に社会的コストを下げながら対応していくということが非常に大事なことだと思います。

したがって、業の許可等についても、それぞれの自治体内にあります一般廃棄物処理業者との関係でなかなか難しい側面があるかと思えますが、循環型社会ということで従来と違った社会の方向性になっておりますので、時代の変化に対応した業の許可、認可について検討していかなければならないのではないかなと思いましたので、一言意見として申し上げさせていただきます。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

ほかにございましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

では、志澤委員よろしく申し上げます。

志澤委員 皆さんおっしゃられたように、私は非常によくまとまっていると思えます。

それから、私どもは家畜を飼う立場ですので、リサイクルの受け皿として、安全性の問題を特に私も強調したわけですが、その部分もよく書き込まれておりますし、食育の問題では、学校給食等の「もったいない」の話は非常にいいことだと思います。しかしながら、先ほどヨーロッパの例も出ましたけれども、その他の福祉施設等含めてということになりますと、果たして安全性が確保できるのかどうかというのは非常に疑問に思えます。ですから、その点は飼料安全法を始めとする安全網をきちっと整備しておく必要があると思えます。

この間、エコフードについてのガイドライン（案）ができて、今パブコメが出ていると

思います。その点でも網かせができていますけれども、これはリサイクルを進めていくという立場の中では非常に重要だと思えますし、家畜の衛生、家畜防疫の問題、畜産振興という部分も十分配慮していく必要があります。中間とりまとめ（案）ではその部分もよく書き込まれておりますけれども、学校給食以外については本当にチェック機能が働いていればいいですけれども、もし働いてないとしたときに、食品リサイクルの飼料化そのものが全体的にアウトになる可能性も高いと思えます。きょうの新聞にもありますように、BSEの関係で停止していたアメリカの牛肉の輸入が解除になるわけですけれども、このことを進めることによって第2の畜産のBSE、要するに食品リサイクル由来のそれにつながるように推進していくことが大事じゃないかと思えます。

もう1つ、年間100トン以上食品廃棄物を発生させる食品関連事業者は罰則の対象となる決まりがありますが、この点の変更はないということによいか、確認したいと思えます。

以上です。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

石井（邦）委員 お願いいたします。

石井（邦）委員 私も、中間とりまとめはいろんな我々の意見が反映されて、大変結構なことだと思います。

9ページの（ウ）のところにも書いてありますように、先ほど御説明にもありましたけれども、やはりある程度の大きな事業所につきましても75%から、小さいところで17%ですか、そういうことが現在もなされているということでもありますけれども、やはりここにも書いてありますように、町のそば屋さん、食堂等々がまだまだ認識が薄いということでもありますので、ぜひ地方公共団体、自治体の方々に、この食品リサイクル法の意図するところをもう少しいろいろな面で強調していただければなという感じを持っています。それが1点です。

それと、私どもは今東京でガス化の事業を4月から立ち上げておりますけれども、意外と見学者が多いのは、清掃工場の建て直しをこれから1年、2年先に行う予定があるためです。そういう段階で、これから清掃工場を同じような形で建て直すのか、それとも循環型にしていろいろな資源廃棄物をそれぞれ個別にリサイクルをするのかというような観点から、結構大都市の周辺の自治体から住民、NPO、自治体の関係者といった人々の見学が多くなってきております。そういう面では、こういう食品リサイクル法に基づく

4つのそれぞれの処理方法といいますかりサイクル方法ができましたが、大都市で発生した食品廃棄物を大都市でリサイクルするというスキームに関して、どちらかと言うと今までで出口論が余りなかったんですが、ここである程度明確になりまして、そういう面では今後一般廃棄物の3Rにもつながっていくのではないかと私は思っております。いい傾向だなと思っています。

以上です。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、山口委員お願いいたします。

山口委員 とりまとめをしていただきまして、全体の概要としては非常によく理解もできますし、よくまとめていただいたというふうに思っております。

この中でまず1つは、広域にわたってチェーン展開をしている、例えばフランチャイズチェーン協会の展開するようなコンビニであるとか、そういうところの問題ですけれども、まず1点は、これについては排出しているものの実態というものについて、やはり再利用に関して、先ほど志澤委員からもありましたけれども、安全性の確保という点から言えば、どういう形で管理をした上で排出をしていくのかというような点をもう少し踏み込んで今後考えていかなきゃいけないかなというふうに思います。

2点目ですけれども、同様の視点から、今店舗におけるコストの負担、ここにも指摘をしていただいておりますけれども、やっぱり非常に大きい。そういう意味合いから、やはり社会的な全体のコストを低減して、そういう広域の回収により積極的に取り組めるような体制づくり。これは、1つは、廃掃法上の問題で御指摘があったように、荷おろし、荷積み等の特例の拡大による緩和ということもあると思いますけれども、そういう面での今後の支援というものを期待したいというふうに思っております。

もう1点は、それぞれの状況に合った形で、4つの利用の方法というものがここにも明記されているわけですけれども、再生利用に当たって一番のポイントは、排出事業者、収集・運搬、そして再生製品をつくるという部分、それから基本的にはそれを有効に活用する、このネットワークの構築ということに関して、今後地域単位で、だれがどういうふうな活動をしてネットワークをつくっていくのかというようなところを一つ視点として持つ必要があるのではないかなと、こんなふうに感じました。

以上です。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

さらにございましたらお願いしたいと思いますが。

では、青山委員よろしく願いいたします。

青山委員 1つは、このあたりはバイオマス・ニッポン戦略で、私どもはかなりバイオマス・タウンの地域認定を拡げようとしています。その際に、ある程度のコア事業をつくっていくのに、北九州市がエコタウンでやったように窓口を一本化し、ワンストップでいろいろな許認可を調整するようなことをバイオマス・タウンを進めるところでもやってもらうように工夫している。そういう中でも、実際につくった上で食品廃棄物を集めようすると、すごく制約が大きいわけですね。それで頓挫しそうな事業もあります。そういう危惧があることも組み込まないでやる事業も問題なのですが。バイオマス・タウン、あるいはバイオマス・ニッポン戦略を進める上で、ぜひ省庁間でこういう問題への対応を、この法改正の機会に話し合いもしていただければと思います。

特に、最近、炭化などいろいろな技術が出てくると、ある程度の量がどうしても必要になるわけですね。間伐材を粉体化して一緒に扱うとか、いろいろな工夫、技術は出てくると思うのですが、有機資源のなかでも食品廃棄物お金的に大きい。産廃系食品廃棄物は、トン2万円ぐらいはかかっている世界ですから、同じ1トンでも、間伐材とかの1トンとは全く違うわけですね。そういう意味では、こういう費用構造が事業経営の中に反映されるようにならないと有機資源の循環は進まない。そのところに市町村が、税金投入今の一般廃棄物処理料をいびつにしている。A市の中小企業さんが15円/kg負担しているのに、B市では5円/kgが負担限界だと言う。そんなことはあり得ないわけですが、過去の長い歴史の中でそういうサービスをしてきたところから、なかなか乗り越えるのが難しいということだと思います。そういうことももうそろそろ越えないと、この改正後の世界、世の中の状況に対応できなくなると思います。ぜひよろしく願いします。

牛久保座長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員 非常によくまとまっているのではないかなと思います。

やはり取り組みのおくれています部分に、一般廃棄物の分野であるとか、発生量100トン未満で法の趣旨を誤解されている方々がいたりしますが、そのあたりの処理責任を負っていることが多いのが地方公共団体です。9ページの(ウ)にありますように、地方公共団体の理解を深めるというようなところまで言及していますので、非常にこういうところ

がよいかと思えます。今後、この点について何かもう少し議論できたらと思っています。

牛久保座長 どうもありがとうございます。

各委員の立場から御意見をいただいたというふうに思いますが、非常に誠意を持ってまとめていただいて、しかもわかりやすく論点を整理していただいてというふうにも思いません。今御発言ありましたことも含めて、これから本小委員会で検討すべき事項についてとりまとめていただいたというふうに思います。

これを踏まえて今後検討を進めていくわけですけれども、さらに、何かこういう点について追加というようなことがありましたら後でお願いしたいと思えます。

私の方から座長の立場ですけど言わせていただきますと、「はじめに」のところも含めてですけれども、食品リサイクル法で基本的概念というのは「資源」ということだと思えますね。それを質と量という観点からも強調するという必要があると思えます。それゆえにこういう技術があり、こういう法律との絡みがあるというようなことをぜひ解決していくような論法が必要じゃないかと思えます。資源という観点をもうちょっと強調できるようなところが探ればというふうには思えます。

あとは全体的に、見ていただいておわかりのように、課題ということで食品関連事業者に対して、これは個々の法律ですので再生利用等の実施率 20%以上を確保する。先ほどの議論も、ここのところは非常に間違えられて運用される可能性があります。平成 13 年度に実施率 37%のものが 16 年度に 45%という数字がこれまたひとり歩きします。これはあくまでも平均の値であって、実施率は個々の食品関連事業者にかかる法律ですので、我が方はこれだけ率が高ければやらなくてもいいのではないかという機運がどうしても生まれちゃう、そこの危険性をやっぱり回避していかなくちゃいけないと思えます。これはひとえに、今この法律内の数字で出ています 100 トンという数字ですが、もう 100 トン以下であるから我が方は再生利用等を実施しなくてもいいという勝手な読み方が、だんだん払拭はされてきておりますけれども、書きぶりについてもちょっとそこら辺は配慮しなくちゃいけないということがあると考えます。また、その点について普及・定着をしていかなくちゃいけないだろうと思えます。

それから、4 ページにありますように市町村等自治体に絡む問題として、これは廃掃法関連ですが、各市町村における一般廃棄物の処理の問題です。この取扱いについても非常に大きな問題で、特に環境省ともすり合わせをしなくちゃならないと思えます。ですから、ここら辺についての書きぶり等について、議論が必要だと思えます。市町村によって

一般廃棄物の収集・運搬の許可の取得が非常にやさしかったり難しかったりと、格差や温度差が非常にあるというふうなところは是正すべき等の問題もあると思います。

それから発生抑制については、発生抑制が非常に数字として出にくい。発生抑制をしても、内部のデータとして、これだけ出ているものをこれだけ数字的に発生抑制したという表現がなかなかできない。実際に食品関連事業者の方たちにとっては非常に表示しにくい、または外に訴えにくいことが現実のところなものですから、ここら辺もどういふふうに取り扱ったらいいか配慮しなきゃいけないだろうと思います。

技術論についても、後のところにも出ておりますように、今4種の手法が挙げられていますがけれども、個々の技術であっても、システムの中に取り込んだ技術という関連的なことも含めて考えていくという要素もあると思います。

次に大きな問題として、今度は食品リサイクル法の中の大きな関心事として、再生利用等の実施率の数値目標なんですが、今までのように横断的でいいのか、個々の業態でいくのかというところが非常に大変な議論になるかと思えます。ですから、ここら辺の数字の設定も含めて、これから今後、鋭意考えていかなきゃいけない。

それから、新たな認定制度、再生利用等を先駆的にやられているところ、または非常に鋭意努力されているところについて、奨励するために認定していくという制度を加えていくということも、新しい議論として検討していただければというふうに思います。

それから、先ほどの学校教育、社会福祉、介護事業等々の問題です。この業種を法律の中に組み入れるという議論なんですが、ここのところは、先ほどからありましたように、例えば農林水産省の地下食堂のように、あれは本来農水省の方々のための食堂として設立したものだと思うのですが、現在の実態を見ますと、部外者の一般的な方も食事を食べていただけるような一般食堂になっており、いわゆる営業活動しているような食堂になっています。このような形態のものについてはやはり食品関連事業でしょうけれども、福祉的なものの中には、一般に開放していないで関係者のみでやっているところや学校教育の場面もそうかもしれませんが、そこら辺の振り分けの議論というのがあると思う。要するに社会的に開放して一般利用者も、例えば病院であってもお見舞いに来た方たちが食べられるところもあれば、病院内だけで食堂形式でやっていらっしゃるところもある。そういうようなところも含めて、新規加入すべきところについても慎重に審議をしていかなければいけない項目ではないかなというふうに思っております。

あとは実施状況のチェック機能の件ですがけれども、これもいわゆる優良なところ、例え

ば大規模となりますとやっぱり 100 トン以上ということになると思うんですけども、そういうところについては、取り組みについては鋭意やられているわけです。そういうところにチェック機能を働かせるのも、もちろんそれも一つでしょうけれども、実際的に非常に苦しい小規模のところについてもどのように考えてあげるかが問題です。だから、そのチェック機能的なことも、規模によるのか業種によるのか、いろんな考え方があると思います。

そういうことで、冒頭にも申し上げましたように、この「中間とりまとめ」を我々各委員が議論をし、先ほど青山委員におっしゃっていただいていますように、5 年後、10 年後、もちろんこの法律は永続的に続くわけですので、要するに今の現時点のみということではなくて、中長期的な展望の中で物を考えていくという基本的なスタンスは当然持ちながら議論していかなきゃいけないだろうというふうに思っております。そういう観点で改めてこういうような項目、またはここら辺のところについて、御意見、御質問も含めてありましたらお願いしたいと思うんですが。

はい、よろしく申し上げます。

青山委員 特に飼料化ですけれども、先ほど御発言があったように、飼料というフードチェーンに入るものについて、飼料自給率というところに引っ張られるのは少し危険だと思います。バイオマスの利用というのは、これからいろいろな意味で取捨選択されるなかで、その結果として、飼料化されるべきものがされるということで、自給率を高めることを目的化すべきではない。産業廃棄物でも、2012 年度までに 50% 電子マニフェスト化ということが政策目標となっている。その辺まで来れば、いろいろなチェックが非常にしやすくなっていく。特にフードチェーンに乗るようなものについては、上下流できちっと相互確認できるような形で進めないと、後で問題を起こした場合に、全体の不信感に繋がるのが一番怖いと思います。

食品廃棄物リサイクルを超えてバイオマスの全体がこれから非常に大きく動くということが想定される。最近公表された経済大綱などでも、このバイオマスの利用が大きい課題として扱われています。その意味で、ぜひ農林水産省全体で、食品廃棄物の枠を超えて取り組んでいただきたい。先ほど言いましたように食品廃棄物は、バイオマス資源の中で、インプットの段階での収入が一番大きい。他の間伐材とかパーカーとかを資源化する際にも、一つの事業のベースになっていくということで、他のバイオマス資源との関係も含めて重要なポジショニングを占めている。ぜひ、こういうことの意味も含めて、農林水産省

が環境省と廃棄物処理法上の問題をぜひうまく調整して下さるよう念願しております。

牛久保座長 ほかにございますでしょうか。

1つ、4ページにあります今の餌の問題と肥料の問題なんですけれども、食品循環資源を食べさせたとしますと、そこからふんが出てくるわけですね。もちろん外国輸入の飼料によって、今日本の畜産業というのは肥育、飼育等をしているわけなんですけれども、このところに、例えば「家畜排せつ物のたい肥と競合する結果、」とありますけれども、実質的には、例えば家畜ふん尿と食品廃棄物を融合させて堆肥化するとよりよきものができるという事実、現場としてもそういうデータがあるわけですね。ですから、あえてこういうところも敵対的ではなく融合させるような形を何とか考えていくということであれば、もっと共存することも可能になります。ですから、農林水産省として、部局内部調整的な意味も含めて、いわゆる土壌の地力の増進のためにも、こういう形のものを考えていく必然性があるというふうに思うんですね。内部調整的なこともおやりいただくような議論もしていただくということにもなろうかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞよろしく願いいたします。

志澤委員 座長がいみじくもこの会議の最初のころにおっしゃっていられた理念の問題、要するに廃棄物なのか資源なのかという点。このことは私もぜひ申し上げたかったわけです。現状は廃棄物の位置づけの上で利用されているわけなんですけれども、きちっと担保されたものであれば資源であると位置づける、その位置づけをもう少し省庁またがった形で、もう少し発展的に、要するに時代に合った形の考え方を取り込まれたら非常にありがたいなと思えます。

先ほど山口委員がおっしゃったように、食品リサイクルは4つの業態があって、排出、配送、製品化、利用者というのがありますけれども、この部分は今の法律の廃掃法の中で荷積み、荷おろしの問題で、例えば飼料化した場合には、一定の集配ルートで行けばコストはかなり安くなるわけですね。それが、あるところはだめで、あるところはよくてということになりますと、非常にコストが下がりにくいわけですね。同時に、低温で配送できるような体制づくりでないと、原材料としては非常に危険な部分があるわけですので、この辺が私は非常に重要なことだなと思えます。

まして今、アメリカではエタノールが3倍に上がっているわけです。ということは、70ドルの原油になりますと、トウモロコシをつくって穀物として売るよりも、エタノールに

した方がもうかるというような形で、ブラジルだとかあるいはチリだとか、アメリカがそういう方向に進むわけですね。中国の干ばつによって生産量が落ちて、逆に輸入国になっているという、飼料業界としてはこれから深刻な問題になってくるわけで、それに対してもこの食品リサイクルの部分というのは結びつくというふうに考えます。また、CSR上も非常に大事なことだと思いますし、そういう点にコストを下げるという部分を合わせて考える結果として資源として位置づけられれば、もう少し廃掃法上の考え方、位置づけが変わってくるのじゃないかと思います。

もう1つ、今、座長おっしゃった有効的な形でいけるのではないかということですけど、地域によっては少ないところもありますけれども、今の畜産の状態、牛、豚、鶏を合わせますと、有機資源としては十分過ぎるぐらいの量があり、処理で困っている状況が見えつつあるわけですね。そういう点では食品リサイクルの肥料との競合が紛れもなく今現在起きております。ですから、そういう点では畜産の立場ということで考えますと、もう少し餌化の方向としていけばいいでしょうし、堆肥化になった場合にはバッテングしていただくと思います。今、我々の中では、鶏糞はエネルギーが非常にあるものですから、この鶏糞をバイオマス発電に使って、浮いた部分を牛や豚由来のたい肥が入っていけばうまく循環するだろうと考え、試験研究含めて制度化してってもらいたいと考えていますし、そのぐらいに切羽詰まっている部分があるわけですね。ですから、そこにリサイクルの肥料が入ってくると、また問題が出てくるのじゃないかと。

我々の業界では北朝鮮とか中国への輸出を考えなきゃいかんだろうとまで考えている現状なわけです。ですから、それらも配慮いただければというふうに思います。

もう1つ、この6ページの「リサイクルの促進について」の中の、「フードチェーンへの還流が見込まれること」ですけれども、餌化をされたり堆肥化をされたりしたものを、生産者が利用し、その農畜産物の一定部分を排出者に還流するという体制をもう少し力強く書き込んでもらおうと、この促進がもつとなされていくのではないかと思います。これは消費者の方にも御協力いただくわけですが、それによって全体の食育という問題にもつながるのじゃないかなというふうに思っておりますけれども、この辺は、できることならもう少し強調してもいいのではないかというふうに思います。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

いろいろな御意見を伺いました。今いただきました御意見、大体出尽くしたというふう

に理解させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

では、恐れ入りますけれども、各委員が各々の立場で御発言をいただいたということで、事務局に、本日の議論を踏まえて「中間とりまとめ(案)」の整理をさらにお願いをし、まとめさせていただきたいと思います。文章の整理につきましては、座長に一任していただくことでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

牛久保座長 どうもありがとうございます。

その他

牛久保座長 それでは、最後に事務局から、今後のスケジュールを含めて次回以降の日程について御説明をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

枝元食品産業企画課長 本日は、長時間にわたりまして貴重な御意見、ありがとうございます。ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、本日いただきました御意見を踏まえまして「中間とりまとめ」を整理し直しまして、座長と御相談し、委員の先生方に送付させていただきたいと思います。その後、パブリックコメントに付したいというふうに考えております。パブコメの結果につきましては、当然ながら、また小委員会に報告させていただきたいというふうに考えております。

また、事務局からの提案でございますけれども、本日いろいろいただいた意見の中にも多々ございましたが、当食品リサイクル法は環境省との共管法でございます。また、廃棄物処理行政と非常に密接な関連を有しているというふうに理解をしてございますし、本日いただいた御意見なり中間とりまとめでいただいた論点につきましても、いろいろと環境サイドとの論点の共有というのが重要だというふうに思っています。

そういうことから、中央環境審議会と論点を共有し、調査・審議していくということが非常に効果的・効率的ではないかというふうに考えてございまして、今後、当小委員会と中央環境審議会と合同の審議ということも含めて環境省と調整をさせていただければというふうに考えており、御提案いたします。

なお、中央環境審議会の方では廃棄物リサイクル部会におきまして、事務局である環境省から追って、食品リサイクル制度につきまして議論をするための場 私どもが持って

いるような小委員会というようなイメージだろうと思いますが、を中央環境審議会に設け、また当小委員会と合同でやっていくということも含めて中央環境審議会の方に相談をしたいということを環境審議会の中で発言したというふうにも聞いているところでございます。御提案を申し上げたいと思います。こういう方向でよろしければ、環境省とも調整いたしまして、次回の日程につきましては、委員の先生方の御日程も合わせましてまた御相談をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

牛久保座長 どうもありがとうございました。

今御発言ございましたように、今後、本小委員会と環境省の中央環境審議会の合同で開催する方向で調整したいという事務局の御提案でございますけれども、この御提案、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

牛久保座長 それでは、事務局の提案を御了解いただいたということで、本日の委員会はこれで終わらせていただきたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

閉 会